

○京都府屋外広告物条例施行規則

平成17年 7 月29日

京都府規則第40号

京都府屋外広告物条例施行規則をここに公布する。

京都府屋外広告物条例施行規則

(御陵等の周辺における禁止地域)

第1条 京都府屋外広告物条例（昭和28年京都府条例第30号。以下「条例」という。）第3条第1項第9号に規定する周囲の区域は、御陵及び墓地の境界線から50メートル以内の区域とする。

(表示等の許可の申請)

第2条 条例第4条の規定により車両広告に係る許可を受けようとする者は屋外広告物許可申請書（別記第1号様式）を、条例第12条の規定により車両広告に係る変更の許可を受けようとする者は屋外広告物変更許可申請書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(表示等の許可)

第3条 知事は、条例第4条又は第12条の規定により車両広告に係る許可をするときは、前条の規定により提出された別記第1号様式又は別記第2号様式に許可印（別記第3号様式）を押印し、申請者にこれを交付するものとする。

(適用除外の基準)

第4条 条例第6条第1項第4号及び第5号に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 1辺の長さが5メートル（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号に規定する風致地区（以下「風致地区」という。）において表示し、又は設置するものにあつては、2メートル）以下であること。
- (2) 表示面積が5平方メートル（風致地区において表示し、又は設置するものにあつては、2平方メートル）以下であること。

2 条例第6条第1項第8号に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 自己の車両等において、次に掲げるものを表示する広告物又は掲出物件であること。
 - ア 自己の氏名、名称又は商号
 - イ 自己の事業の内容、取り扱う商品又は提供する役務

- (2) 簡単な図形の結合等からなる意匠を有し、事業者を識別するため、その事業の用に供する複数の車両等に共通して表示する広告物又は掲出物件であること。
 - (3) 車両等の行き先及び運行の経路その他当該車両等の利用に関する事項を案内するために表示する広告物又は掲出物件であること。
 - (4) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車以外の自動車であって、その使用の本拠の位置が府の区域内にないものに表示する広告物又は掲出物件であること。
 - (5) 1車両当たりの表示面積の合計が1平方メートル以下の広告物又は掲出物件であること。
- 3 条例第6条第1項第11号に規定する規則で定める基準は、表示面積が表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を一平面とみなしたものの面積の20分の1以下で、かつ、0.5平方メートル以下であることとする。
- 4 条例第6条第2項に規定する規則で定める基準（同項第3号に係るものに限る。）は、次の各号のいずれにも該当することとする。
- (1) 表示面積がはり紙及びはり札等については1平方メートル以下、広告旗及び立看板等については2平方メートル以下であること。
 - (2) 掲出期間が30日以内であること。
 - (3) 掲出期間並びに責任者の氏名及び連絡先を表示していること。

（証票）

第5条 条例第11条第2項に規定する規則で定める証票の様式で車両広告に係るものは、別記第4号様式とする。

（許可基準）

第6条 条例第12条の3の規定により規則で定める基準で車両広告に係るものは、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 車両等の前部の窓の部分に表示するものでないこと。
- (2) 電光の表示による広告板その他の任意に表示の内容を変更することができる広告物又は掲出物件でないこと。
- (3) 自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2に規定する広告宣伝用自動車については、消防自動車又は救急自動車と紛らわしい色彩を使用したものでないこと。
- (4) 一の車両等に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件の数が5以下であること。

（届出）

第7条 条例第14条の規定による車両広告に係る届出は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める届出書により行うものとする。

- (1) 条例第14条第1項第1号に掲げる場合 屋外広告物責任者変更届(別記第5号様式)
- (2) 条例第14条第1項第2号に掲げる場合 屋外広告物意匠変更届(別記第6号様式)
- (3) 条例第14条第2項に規定する場合 屋外広告物改修・移転・除却届(別記第7号様式)

(身分証明書)

第8条 条例第15条第2項及び第16条の23第2項に規定する証明書の様式は、知事の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する規則(令和4年京都府規則第20号)の定めるところによる。

(令4規則21・一部改正)

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示場所)

第9条 条例第16条の3第1項第1号に規定する規則で定める場所は、広告物又は掲出物件を保管した機関の事務所とする。

(保管物件一覧簿)

第10条 条例第16条の3第2項に規定する規則で定める様式は、別記第8号様式とする。

2 条例第16条の3第2項に規定する規則で定める場所は、前条の事務所とする。

(令4規則21・一部改正)

(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)

第11条 知事は、条例第16条の5第1項の規定による競争入札を一般競争入札により行おうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、その公告を第9条の事務所に掲示し、又はこれに準じる適当な方法で公示しなければならない。

2 知事は、条例第16条の5第1項の規定による競争入札を指名競争入札により行おうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定しなければならない。

(返還の受領書)

第12条 条例第16条の7に規定する規則で定める様式は、別記第9号様式とする。

(令4規則21・一部改正)

(更新の登録の申請期限)

第13条 屋外広告業者は、条例第16条の8第3項の規定により更新の登録を受けようとするときは、現に受けている登録の有効期間の満了の日の30日前までに申請をしなければならない。

(登録申請書)

第14条 条例第16条の9第1項に規定する登録申請書の様式は、別記第10号様式とする。

(令4規則21・一部改正)

(登録申請書の添付書類)

第15条 条例第16条の9第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 登録申請者が法人である場合にあってはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいう。以下同じ。）、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）が条例第16条の11第1項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- (2) 登録申請者が選任した業務主任者が条例第16条の17第1項各号に掲げる者のいずれかに該当する者であることを証する書面及びその住民票の抄本又はこれに代わる書面
- (3) 登録申請者（法人である場合にあってはその役員、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人を含む。）の略歴を記載した書面及び住民票の抄本又はこれに代わる書面
- (4) 登録申請者が法人である場合においては、登記事項証明書

2 条例第16条の9第2項及び前項第1号に規定する書面の様式は、別記第11号様式とする。

3 第1項第3号に規定する略歴を記載した書面の様式は、別記第12号様式とする。

(平24規則12・令4規則21・一部改正)

(変更の届出)

第16条 条例第16条の12第1項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届（別記第13号様式）により行うものとする。

2 前項の届出が次の各号に掲げる変更によるものである場合においては、当該各号に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 条例第16条の9第1項第1号に掲げる事項の変更（変更の届出をする者が法人である場合に限る。） 登記事項証明書
- (2) 条例第16条の9第1項第2号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 登記事項証明書
- (3) 条例第16条の9第1項第3号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに前条第1項第1号及び第3号の書面
- (4) 条例第16条の9第1項第4号に掲げる事項の変更 前条第1項第1号及び第3号の

書面

(5) 条例第16条の9第1項第5号に掲げる事項の変更 前条第1項第2号の書面

(令4規則21・一部改正)

(屋外広告業者登録簿の閲覧場所)

第17条 条例第16条の13の規定により屋外広告業者登録簿を閲覧に供する場所は、府庁とする。

(廃業等の手続)

第18条 条例第16条の14第1項の規定による届出は、屋外広告業廃業等届(別記第14号様式)により行うものとする。

(令4規則21・一部改正)

(講習会の科目)

第19条 条例第16条の16第1項の規定により開催する講習会の講習科目は、次のとおりとする。

- (1) 広告物及び掲出物件に関する法令
- (2) 広告物の表示の方法等に関する事項
- (3) 広告物及び掲出物件の施工に関する事項

(講習科目の一部免除)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者については、前条第3号に掲げる講習科目を免除する。

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 帆布製品製造について、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者

2 前項の規定により免除を受けようとする者は、次条の屋外広告物講習会受講申込書に前項各号のいずれかに該当することを証する書面を添付しなければならない。

(講習会の受講申込み)

第21条 講習会を受講しようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書(別記第15号様式)を知事に提出しなければならない。

(令4規則21・一部改正)

(講習会修了証の交付)

第22条 知事は、講習会の課程を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証（別記第16号様式）を交付するものとする。

(令4規則21・一部改正)

(業務主任者となる資格を有する者の認定)

第23条 知事は、次の各号のいずれにも該当する者について、条例第16条の17第1項第5号の規定による認定を行うものとする。

(1) 屋外広告物法（昭和28年法律第189号）に基づく条例に基づき屋外広告業の登録を受けた者の営業所において、広告物の表示又は掲出物件の設置に関し、5年以上の実務経験を有する者

(2) 屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でない者

2 条例第16条の17第1項第5号の規定による認定を受けようとする者は、業務主任者資格認定申請書（別記第17号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定により業務主任者資格認定申請書を提出した者が第1項各号のいずれにも該当する者と認める場合においては、当該者に対して、業務主任者資格認定書（別記第18号様式）を交付するものとする。

(令4規則21・一部改正)

(標識の記載事項等)

第24条 条例第16条の18に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法人である場合においては、その代表者の氏名

(2) 登録年月日

(3) 営業所の名称

(4) 業務主任者の氏名

2 条例第16条の18に規定する標識の様式は、別記第19号様式とする。

(令4規則21・一部改正)

(帳簿の記載事項)

第25条 条例第16条の19に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 注文者の氏名又は名称及び住所

- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
 - (3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
 - (4) 広告物の表示又は掲出物件の設置の年月日
 - (5) 請負金額
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。次項において同じ。）に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。
- 3 屋外広告業者は、帳簿（前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

（令6規則23・一部改正）

（監督処分簿）

第26条 条例第16条の22第1項の規定により屋外広告業者監督処分簿を閲覧する場所は、府庁とする。

- 2 条例第16条の22第1項の規定による屋外広告業者監督処分簿の閲覧の期間は、条例第16条の21第1項の規定による処分の日から3年間とする。
- 3 条例第16条の22第2項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 商号、名称又は氏名、住所及び登録番号
 - (2) 法人である場合においては、代表者の氏名
 - (3) 処分の根拠となる条例の条項
 - (4) 処分の原因となった事実
 - (5) その他参考となる事項

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第1条から第8条まで及び次項の規定 平成17年10月1日
 - (2) 第13条から第26条までの規定 平成18年4月1日
- 2 京都府屋外広告物条例第3条第1項第5号に規定する区域を定める規則（平成12年京都

府規則第19号)は、廃止する。

附 則 (平成24年規則第12号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年規則第15号)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和4年規則第21号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙(次項において単に「旧様式」という。)を用いて作成された職員の身分を示す証票又は証明書(以下「旧様式による身分証明書」という。)で、この規則の施行の際現に使用されているものの取扱いについては、この規則による改正後のそれぞれの規則(旧様式による身分証明書が知事の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する規則(令和4年京都府規則第20号)第1項の規定の適用を受ける場合には、同規則を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 前項に定めるもののほか、旧様式については、この規則の施行の日以後においても、当分の間、なお使用することができる。この場合において、当該使用することとされた旧様式による身分証明書の取扱いについては、同項の規定を準用する。

○京都府証紙条例を廃止する等の条例の施行に伴う関係規則の整備等及び経過措置
に関する規則(令和4年規則第33号)抄

第2章 経過措置

(証紙による収入の方法による歳入の徴収に関する経過措置)

第25条 京都府証紙条例を廃止する等の条例(令和4年京都府条例第5号。以下「廃止条例」という。)第1条の規定による廃止前の京都府証紙条例(昭和39年京都府条例第41号)に基づく証紙による収入の方法による使用料及び手数料の徴収(廃止条例附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる証紙による収入の方法によるものを含む。)につ

いては、別段の定めがあるものを除き、廃止条例の施行後も、なお従前の例による。

(現金の還付の請求)

第26条 廃止条例附則第4項の規定により、売りさばき済証紙を返還して現金の還付を受けようとする者は、還付請求書(別記第1号様式)に、返還する売りさばき済証紙を添えて、知事に提出しなければならない。

(指定売りさばき人であった者からの返還等)

第27条 廃止条例附則第5項の規定により、その保有する売りさばき前の発行済証紙を返還しようとする者は、証紙返還報告書(別記第2号様式)に、返還する発行済証紙を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により発行済証紙の返還を受けたときは、当該返還をした者に対し、当該返還された発行済証紙(著しく汚染し、又は損傷したものを除く。)の価格の合計額から当該合計額に100分の2.2を乗じて得た額を控除した額の現金を還付するものとする。

(指定金融機関からの返還等)

第28条 指定金融機関は、交付され、又は売り渡される前の発行済証紙で、廃止条例の施行の際現に保管するものを、廃止条例の施行後、会計管理者に遅滞なく返還しなければならない。

2 前項の規定による返還は、証紙の受払いに関する帳簿その他必要な書類を添えて行うものとする。

(その他)

第29条 この規則に定めるもののほか、廃止条例の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則 (令和4年規則第33号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づく様式(以下「新様式」という。)による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

3 廃止条例附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる証紙による収入の方法により使用料及び手数料を徴収する場合におけるこれらの歳入の納付その他の手続については、新様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。

別記
第1号様式(第26条関係)

還付請求書

年 月 日

京都府知事 様

請求者 住 所
氏 名
〔 法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所 〕
〔 又は事業所の所在地及び代表者の氏名 〕
電話番号

未使用の証紙を返還しますので、京都府証紙条例を廃止する等の条例附則第4項の規定による還付を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合 (該当する金融機関の種類に○印を記入してください。)								
支 店 名	支店								
預 金 種 別 (該当する種別に○印を記入してください。)	普通 ・ 当座	口座 番号							
フリガナ									
口座名義人									

第2号様式(第27条関係)

証紙返還報告書

年 月 日

京都府知事 様

報告者(指定売りさばき人)

住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所
又は事業所の所在地及び代表者の氏名 〕

電話番号

京都府証紙条例を廃止する等の条例附則第5項の規定により、下記のとおり売りさばき前の証紙を返還します。
なお、この返還に係るもの以外の売りさばき前の証紙は保有していません。

記

証紙の種類(A)	返還枚数(B)	額面金額の総額(A×B)
1円	枚	円
5円	枚	円
10円	枚	円
30円	枚	円
50円	枚	円
100円	枚	円
200円	枚	円
300円	枚	円
500円	枚	円
1,000円	枚	円
3,000円	枚	円
5,000円	枚	円
10,000円	枚	円
合計	枚	円

附 則（令和 6 年規則第23号）
この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

受 付	屋外広告物許可申請書(車両広告用)		
	京都府知事	様	住所 氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の〕 所在地、名称及び代表者の氏名〕
次のとおり屋外広告物を表示(設置)したいので、京都府屋外広告物条例第4条の規定により許可されるよう申請します。			
車両番号等		数量	
表示(設置)期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
責 任 者	住 所		
	氏 名	(電話)	
使用の本拠の位置		走 行 路 線	意匠、配色図、材質、形状、寸法等の説明
条 件			許 可

注 手数料の支払時に交付を受けた納付済証等は、この申請書に添付してください。

第2号様式(第2条関係)

受 付	屋外広告物変更許可申請書(車両広告用)		
	京都府知事	様	年 月 日
付	住所		
	氏名		
〔法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕			
移 転			
次のとおり屋外広告物の改 造をしたいので、京都府屋外広告物 期間更新			
条例第12条の規定により許可されるよう申請します。			
車両番号等			数量
表示(設置) 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日	
責 任 者	住 所		
	氏 名	(電話)	
使用の本拠の位置		走 行 路 線	意匠、配色図、材質、 形状、寸法等の説明
条 件			許 可

注 手数料の支払時に交付を受けた納付済証等は、この申請書に添付してください。

第3号様式(第3条関係)
許可印

第 号 年 月 日 許 可 京 都 府	↑
	3
	セ
	ン
	チ
	メ
	ー
	ト
	ル
	↓

第4号様式(第5条関係)
証票

許可番号	第	号	↑ 3 セ ン チ メ ー ト ル ↓
年	月	日から	
年	月	日まで	
京	都	府	
←	6センチメートル		→

第5号様式(第7条関係)

受 付		屋外広告物責任者変更届(車両広告用) 年 月 日 京都府知事 様 住所 氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕 次のとおり責任者を変更したので、京都府屋外広告物条例第14条第1 項の規定により届け出ます。	
	申 請 者	住所	
		氏名	
変 更 前 の	住所		
責 任 者	氏名		
変 更 後 の	住所		
責 任 者	氏名		
許 可 番 号	第 号		
許 可 年 月 日	年 月 日		

第6号様式(第7条関係)

受 付		屋外広告物意匠変更届(車両広告用)	年 月 日
	京都府知事	様	
		住所 氏名	
		〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕	
		次のとおり意匠を変更したので、京都府屋外広告物条例第14条第1項の規定により届け出ます。	
許 可 期 間		年 月 日	～ 年 月 日
変更意匠掲出期間		年 月 日	～ 年 月 日
許 可 番 号		第	号
許 可 年 月 日		年 月 日	
備 考			
意 匠 配 色 図			

第7号様式(第7条関係)

受 付		屋外広告物改修・移転・除却届(車両広告用) 年 月 日 京都府知事様 住所 氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕 改修 次のとおり移転したので、京都府屋外広告物条例第14条第2項の規 除却 定により届け出ます。
	設 置 位 置	
許 可 番 号	第 号	
許 可 年 月 日	年 月 日	
完 了 年 月 日	年 月 日	
備 考		

第8号様式(第10条関係)

保 管 物 件 一 覧 簿

整理 番号	保 管 し た 物 件			保管した 物件が設 置されて いた場所	除却し た日時	保管を 始めた 日 時	保管の 場 所	備 考
	名 称 又 は 種 類	形状又は特徴	数量					

第9号様式(第12条関係)

受 領 書

年 月 日

京都府知事 様

返還を受けた者
住 所
氏 名

次のとおり広告物又は掲出物件(売却代金)の返還を受けました。

返 還 を 受 け た 日 時		
返 還 を 受 け た 場 所		
返還を 受けた 広告物 又は掲 出物件	整 理 番 号	
	名 称 又 は 種 類	
	数 量	
(売 却 代 金)		

第10号様式(第14条関係)

年 月 日

京都府知事 様

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

屋 外 広 告 業 登 録 申 請 書

屋外広告業の登録を受けたいので、京都府屋外広告物条例第16条の8の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	新 規 更 新	※登 録 番 号	京都府屋外広告業登録第 号	
		※登 録 年 月 日	年 月 日	
フリガナ 商号又は名称及び氏名	〔法人にあつては、 商号又は名称及び 代表者の氏名〕			
		法人・個人の別 1 法人 2 個人		
住 所	郵便番号(—) 電話番号() —			
1 京都府の区域内に おいて営業を行う営 業所の名称及び所在 地	営業所の名称	営業所の所在地(郵便番号)	電話番号	

2 法人である場合の 役員(業務を執行する 社員、取締役、執行役 又はこれらに準じる 者)の職氏名	職		フリガナ 氏 名	
3 未成年者である場 合の法定代理人の氏 名及び住所	フリガナ 氏 名			
	住 所	郵便番号(—) 電話番号() —		
4 業務主任者の氏名 及び所属する営業所 の名称	所属営業所名	氏 名		
5 他の地方公共団体 における登録番号	登録を受けた 地方公共団体名	登録年月日	登 録 番 号	

- 注 1 ※印の欄は、初回登録の場合は、記入しないでください。
- 2 「新規・更新」及び「法人・個人の別」については、いずれか該当するものに○印を付してください。

第11号様式(第15条関係)

誓 約 書

登録申請者(その役員・法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。))は、京都府屋外広告物条例第16条の11第1項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日
申請者 印

京都府知事 様

第12号様式(第15条関係)
登録申請者(法人の役員・法定代理人)の略歴書

住 所	郵便番号(—) 電話番号() —	
フリガナ氏名		
略歴	期 間 自 年月日 至 年月日	職 務 内 容 又 は 業 務 内 容
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名		

第13号様式(第16条関係)

年 月 日

京都府知事 様

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

屋 外 広 告 業 登 録 事 項 変 更 届

京都府屋外広告物条例第16条の12第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 番 号	京都府屋外広告業登録第 号		
登 録 年 月 日	年 月 日		
フ リ ガ ナ 商号又は名称及び氏名 〔法人にあつては、商号 又は名称及び代表者の 氏名〕	法人・個人の別 1 法人 2 個人		
住 所	郵便番号(—) 電話番号() —		
変 更 に 係 る 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

注 「法人・個人の別」については、いずれか該当するものに○印を付してください。

第14号様式(第18条関係)

年 月 日

京都府知事 様

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

屋 外 広 告 業 廃 業 等 届

京都府屋外広告物条例第16条の14第1項の規定により、次のとおり届出をします。

登 録 番 号	京都府屋外広告業登録第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
フ リ ガ ナ 商号又は名称及び氏名 〔法人にあつては、商号〕 又は名称及び代表者の 氏名	法人・個人の別 1 法人 2 個人
住 所	郵便番号(—) 電話番号() —
届 出 の 理 由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産による解散 4 合併及び破産以外による解散 5 廃止
届出理由の生じた日	年 月 日
屋 外 広 告 業 者 と 届 出 人 と の 関 係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人又は代表役員

注 「法人・個人の別」並びに「届出の理由」及び「屋外広告業者と届出人との関係」の欄については、該当するものに○印を付してください。

第15号様式(第21条関係)

※受付番号

屋外広告物講習会受講申込書

年 月 日

京都府知事 様

申込者 住所

氏名

生年月日 年 月 日生

屋外広告物講習会を受講したいので、京都府屋外広告物条例施行規則第21条の規定により申し込みます。

現 住 所	電話() —
連 絡 先	電話() —
受 講 科 目	1 広告物及び掲出物件に関する法令
	2 広告物の表示の方法等に関する事項
	3 広告物及び掲出物件の施工に関する事項 (免除の有無 有 無)

- 注 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 「免除の有無」については、いずれか該当するものに○印を付してください。
- 3 手数料の支払時に交付を受けた納付済証等は、この申込書に添付してください。

第16号様式(第22条関係)
第 号

屋外広告物講習会修了証

住所
氏名

年 月 日生

上記の者は、京都府屋外広告物条例(昭和28年京都府条例第30号)第16条の16第1項の規定
による講習会の課程を修了したことを証します。

年 月 日

京都府知事



業務主任者資格認定申請書

様



年 月 日生

なお、以下に記載した事項が真実かつ正確であること及び同規則第23条第1項第2号に該当しないことを誓約します。

略歴	期 間 自 年月日 至 年月日	職 務 内 容 又 は 業 務 内 容

第18号様式(第23条関係)
第 号

業務主任者資格認定証

住所
氏名
年 月 日生

上記の者は、京都府屋外広告物条例(昭和28年京都府条例第30号)第16条の17第1項第5号の規定により業務主任者となる資格を有する者と認定します。

年 月 日

京都府知事 印

第19号様式(第24条関係)

←

40センチメートル以上

→

屋 外 広 告 業 者 登 録 票		↑
商 号、名 称 又 は 氏 名		35 セ ン チ メ ー ト ル 以 上
法 人 で あ る 場 合 の 代 表 者 の 氏 名		
登 録 番 号	京都府屋外広告業登録第 号	
登 録 年 月 日	年 月 日	
営 業 所 名		
この営業所に選任され ている業務主任者の氏名		

↓

別記第1号様式（第26条関係）

第2号様式（第27条関係）

別記第1号様式（第2条関係）

（令3規則15・令4規則33・一部改正）

第2号様式（第2条関係）

（令3規則15・令4規則33・一部改正）

第3号様式（第3条関係）

第4号様式（第5条関係）

第5号様式（第7条関係）

（令3規則15・一部改正）

第6号様式（第7条関係）

（令3規則15・一部改正）

第7号様式（第7条関係）

（令3規則15・一部改正）

第8号様式（第10条関係）

（令4規則21・旧第9号様式繰上）

第9号様式（第12条関係）

（令3規則15・一部改正、令4規則21・旧第10号様式繰上）

第10号様式（第14条関係）

（令3規則15・一部改正、令4規則21・旧第11号様式繰上）

第11号様式（第15条関係）

（平24規則12・一部改正、令4規則21・旧第12号様式繰上）

第12号様式（第15条関係）

（令3規則15・一部改正、令4規則21・旧第13号様式繰上）

第13号様式（第16条関係）

（令3規則15・一部改正、令4規則21・旧第14号様式繰上）

第14号様式（第18条関係）

（令3規則15・一部改正、令4規則21・旧第15号様式繰上）

第15号様式（第21条関係）

（令3規則15・一部改正、令4規則21・旧第16号様式繰上、令4規則33・一部改正）

第16号様式（第22条関係）

(令 4 規則21・旧第17号様式繰上)

第17号様式 (第23条関係)

(令 4 規則21・旧第18号様式繰上)

第18号様式 (第23条関係)

(令 4 規則21・旧第19号様式繰上)

第19号様式 (第24条関係)

(令 4 規則21・旧第20号様式繰上)